

令和7年度弘前市東京圏U J I ターン就職等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、あおもり創生総合戦略及び弘前市総合計画に基づき、東京圏から弘前市への移住及び定住を促進することで、中小企業等における人手不足の解消及び生産年齢人口の増加に資するため、令和7年度予算の範囲内において、弘前市東京圏U J I ターン就職等支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することとし、その交付については、あおもり移住支援事業実施要領（平成31年4月1日実施）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び令和2年国勢調査時点の人口が平成22年国勢調査時点の人口と比較して10パーセント以上減少している市町村を除いた区域をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) マッチングサイト 青森県が運営する求職者向けインターネットサイト「あおもりジョブ」をいう。
- (4) 18歳未満の世帯員 世帯を構成する者のうち平成19年4月2日以後に出生したものをいう。
- (5) 就業 週20時間以上の無期雇用契約に基づき雇用されることをいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表第1項の表及び第2項の表に定める要件を満たす者とする。

(移住支援金の額等)

第4条 移住支援金の額は、600,000円とする。ただし、移住支援金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）時点において交付対象者と同一世帯に属する世帯員（交付対象者を除く。）のうち1人以上が次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合は、1,000,000円とする。

- (1) 移住元において交付対象者と同一世帯に属していたこと。
 - (2) 令和6年4月1日以後に移住したこと。
 - (3) 申請日時点において、弘前市に移住した日（以下「移住日」という。）から1年を経過していないこと。
 - (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 2 前項ただし書の規定の適用を受ける交付対象者が、18歳未満の世帯員（前項各号に掲げる要件をいずれも満たす者に限る。以下同じ。）を帶同して移住した場合は、当該18歳未満の世帯員1人につき、1,000,000円を加算するものとする。
- 3 移住支援金は、一の世帯に対しては重ねて交付しない。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度弘前市東京圏UJターン就職等支援金交付申請書（様式第1号）及び本人確認書類並びに次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類 次に掲げる書類

- ア 移住直前の居住地及び当該居住地における居住期間がわかる住民票又は戸籍の附票
- イ 移住直前に所属していた企業等の就業証明書、退職証明書、離職票等移住元での勤務地及び就業期間を確認できる書類
- ウ 東京23区内に存する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等の高等教育機関（以下「東京23区内の高等教育機関」という。）に通学をし、卒業したことを証する書類（別表第1項の表第1号後段の規定により、当該通学の期間を東京23区内に居住していた期間又は東京圏に居住し、及び東京23区内の事業所等に通勤をしていた期間に含めようとする場合に限る。）

(2) 就業に関する書類（別表第2項の表第1号又は第2号の要件に該当する者として申請をする場合） 次に掲げる書類

- ア 就業証明書（一般・専門人材用）（様式第2-1号）
- イ 専門人材として就業をしたことが確認できる書類（別表第2項の表第2号の要件に該当する者として申請をする場合に限る。）

(3) テレワークに関する書類（別表第2項の表第3号の要件に該当する者として申請をする場合） 次のア又はイの場合に応じ、それぞれ定める書類

- ア 所属している企業等の業務においてテレワークを行う場合 就業証明書（テレワーク用）（様式第2-2号）
- イ 個人事業主又はフリーランスとしてテレワークを行う場合 就業証明書（テレワーク用：個人事業主・フリーランス）（様式第2-3号）

(4) 関係人口に関する書類（別表第2項の表第4号の要件に該当する者として申請をする場合） 次のアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれ定める書類

- ア 就業をした場合 就業証明書（関係人口用）（様式2-4号）
- イ 農林水産業に従事した場合 次の(ア)から(オ)までに掲げる場合に応じ、それぞれ定める書類
 - (ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）である場合 同項の規定により認定を受けた農業経営改善計画及び農業経営改善計画認定証の写し
 - (イ) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）である場合 同項の規定により認定を受けた青年等就農計画及び青年等就農計画認定証の写し
 - (ウ) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2の第2の1に掲げる事業（以下「準備資金」という。）を活用して就農に向けた研修を受講している場合 準備資金研修計画及び準備資金研修計画承認通知書の写し
 - (エ) ひろさき農業里親研修事業実施要綱（令和2年6月1日付けひろさき農業総合支援協議

会要綱) 第5条第2号で定める里親実践研修(以下「里親実践研修」という。)を受講している場合 里親実践研修実施承認通知書の写し

(オ) 林業又は水産業に従事した場合(令和7年4月1日以後に移住した者に限る。) 週20時間以上、林業又は水産業に従事していることを証明できる書類

ウ 起業した場合 次の(ア)又は(イ)の場合に応じ、それぞれ定める書類

(ア) 個人事業主である場合 次に掲げる書類

- a 開業・廃業等届出書の写し
- b 納税地の変更をしたことがわかる書類(弘前市へ事業所を移転し、営業を開始した場合に限る。)
- c 営業を開始したことがわかる書類
- d 起業・事業承継証明書(関係人口用)(様式2-5号)

(イ) 法人である場合 次に掲げる書類

- a 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
- b 定款
- c 営業を開始したことがわかる書類
- d 起業・事業承継証明書(関係人口用)(様式2-5号)

エ 事業承継をした場合 次の(ア)又は(イ)の場合に応じ、それぞれ定める書類

(ア) 個人事業主である場合 次に掲げる書類

- a 承継元の事業者の個人事業の開業・廃業等届出書(廃業)の写し
- b 個人事業の開業・廃業等届出書(開業)の写し
- c 起業・事業承継証明書(関係人口用)(様式2-5号)

(イ) 法人である場合 次に掲げる書類

- a 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
- b 定款
- c 起業・事業承継証明書(関係人口用)(様式2-5号)

オ 家業に従事した場合 次に掲げる書類

(ア) 家業従事証明書(関係人口用)(様式2-6号)

(イ) 従事する家業に係る営業証明書

(5) あおもり移住起業支援事業費補助金又はあおもり起業支援事業費補助金に係る交付決定通知書の写し(別表第2項の表第5号に掲げる要件に該当する者として申請をする場合に限る。)

(6) 申請者及び前条第1項ただし書の規定による移住支援金の額の算定の対象となる世帯員が、移住元及び申請日時点において同一世帯に属していることがわかる住民票等(前条第1項ただし書に規定する額の交付を受けようとする場合に限る。)

2 市長は、前項各号に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 第1項の申請書等の提出期限は、令和8年1月16日とする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金の交付を決定し、速やかに令和7年度弘前市東京圏UJターン就職等支援金交付決定通知書(様式第3号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、移住支援金の交付について不適当と認める場合又は予

算上の理由等により移住支援金の交付を不可とする場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求等)

第7条 移住支援金の請求は、令和7年度弘前市東京圏U J I ターン就職等支援金請求書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

2 移住支援金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた後、紛失等により交付決定通知書の再交付を受けようとするときは、令和7年度弘前市東京圏U J I ターン就職等支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の再交付願を受理したときは、速やかに令和7年度弘前市東京圏U J I ターン就職等支援金交付決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(報告の求め及び現地調査等に基づく指示)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、移住支援金の交付決定を受けた者（以下「支援金受給者」という。）に対し、移住後の就業、地域活動への参加等の状況の報告を求め、又は現地調査等を行ったうえで必要な措置をとることについて指示をすることができる。

(決定の取消し及び返還請求)

第10条 市長は、支援金受給者が次の各号に該当する場合は、当該各号に定める移住支援金の額に係る交付決定を取り消し、及び既に移住支援金が交付されているときは、当該移住支援金の額の返還を請求するものとする。ただし、当該各号に該当するに至った原因が就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められるときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等であることが判明した場合

イ 申請日から3年に満たない間に弘前市から青森県外に転出した場合（弘前市から青森県内の他市町村に転出し、その後青森県外に転出した場合を含む。）

ウ 申請日から1年以内に移住支援金の交付に係る就業先を退職し、又は解雇された場合

エ 別表第2項の表第4号の要件に該当して移住支援金の交付決定を受けている場合で、申請日後1年間において地域活動への継続的な参加が確認できなかったとき

オ 別表第2項の表第4号の要件に該当して移住支援金の交付決定を受けている場合で、申請日から1年以内に農林水産業若しくは家業への従事を終了し、又は廃業したとき

カ あおもり移住起業支援事業費補助金又はあおもり起業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合

(2) 申請日から5年以内に弘前市から青森県外に転出した場合（弘前市から青森県内の他市町村に転出し、その後青森県外に転出した場合を含み、前号イに該当する場合を除く。） 半額

(3) 前条の規定による報告の求め若しくは指示に従わない場合又は法令若しくはこの要綱の規定に違反した場合（前2号に該当する場合を除く。） 市長が定める額

2 前項の規定による移住支援金の交付決定の取消しに係る通知及び移住支援金の返還請求は、令和7年度弘前市東京圏U J I ターン就職等支援金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第6号）

により行うものとする。

- 3 支援金受給者は、第1項第1号又は第2号に該当することとなった場合は、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(返還の免除)

第11条 支援金受給者は、前条第1項第1号又は第2号に規定する場合に該当して同項の規定による移住支援金の返還請求を受けた場合で、同項ただし書の事情があるときは、令和7年度弘前市東京圏UJターン就職等支援金返還免除申請書（様式第7号）に当該事情を証する書類を添付して返還の免除を申請することができる。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、返還の免除の認否について青森県と協議のうえ決定し、返還の免除を承認する場合は令和7年度弘前市東京圏UJターン就職等支援金返還免除承認通知書（様式第8号）により、承認しない場合は令和7年度弘前市東京圏UJターン就職等支援金返還免除不承認通知書（様式第9号）により、その旨を当該支援金受給者に通知するものとする。

(青森県内の他市町村等への通知)

第12条 市長は、支援金受給者が青森県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、その事実について通知するものとする。

- 2 市長は、青森県内の他市町村において移住支援金と同種の支援金等の交付を受けた者が当該他市町村から当市へ移住し、その後青森県外に転出した場合は、当該他市町村に対し、その事実について通知するものとする。
- 3 市長は、移住支援金の返還請求を行うべき事案が生じた場合は、速やかに青森県に通知するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 共通要件 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

項目	要件	
	令和7年3月31日以前に移住した者	令和7年4月1日以後に移住した者
(1) 移住元に関する要件	次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。この場合において、東京圏に居住しつつ東京23区内の高等教育機関に通学をし、卒業後に東京23区内に存する事業所等へ就職した者（当該事業所等に適用される雇用保険の被保険者（公務員等として雇用保険の被保険者と同等の勤務条件で任用された者を含む。以下同じ。）である者に限る。）については、当該通学の期間を、修業年限（高等専門学校は2年）を上限として、東京23区内に居住していた期間又は東京圏に居住し、及び東京23区内の事業所等に通勤をしていた期間に含めることができるものとする。	
	ア 移住日直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住日直前において連続して1年以上、東京23区内に居住していたこと。	
	イ 移住日直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住日直前において連続して1年以上、東京圏に居住し、及び移住日（市長が特に必要と認める場合は、移住日の3か月前から移住日の前日までの間で別に定める日。以下このイにおいて同じ。）直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住日直前において連続して1年以上、東京23区内に存する事業所等に通勤をしていたこと（当該事業所等に適用される雇用保険の被保険者である場合に限る。）。	
(2) 移住先に関する要件	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。	
	ア 令和6年4月1日以後に移住したこと。	
	イ 申請日時点において、移住日から1年を経過していないこと。	
	ウ 弘前市に、申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。	
(3) その他の要件	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。	
	ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
	イ 日本人、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第309号）別表第2に掲げる在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかであること。	
		ウ 過去10年間において移住支援金の交付を受けていないこと。ただし、交付を受けた移住支援金を全額返還した場合は、この限りでない。
		エ 過去10年間において交付された移住支援金の算定の対象である世帯員となっていないこと。ただし、当該移住支援金の申請が行われた日において18歳未満の世帯員であった場合で、当該申請が行われた日から5年を経過しており、かつ市長が移住支援金を交付することが適当と認めるとときは、この限りでない。
	ウ その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。	オ その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

2 個別要件 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すること。

項目	要件	
	令和7年3月31日以前に移住した者	令和7年4月1日以後に移住した者
(1) 就業（一般人材）に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。		
	<p>ア マッチングサイトに掲載されている求人情報（移住支援金の対象となっているものに限る。以下同じ。）について応募（当該求人情報についてマッチングサイトに掲載される前にした応募を除く。以下同じ。）をして就業をし、かつ、東京圏以外の地域に存する事業所等において勤務していること。</p> <p>イ 就業先が、交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職を務めている法人等でないこと。</p> <p>ウ 就業先において、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。</p>	<p>ア マッチングサイトに掲載されている求人情報について応募をして就業をし、かつ、青森県内に存する事業所等において勤務していること。</p> <p>イ 就業先において、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。</p>
(2) 就業（専門人材）に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。		
	<p>ア 就業先の企業等において内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、当該事業によりマッチングした人材として就業をし、かつ、東京圏以外の地域に存する事業所において勤務をしていること。</p> <p>イ 就業先において、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。</p> <p>エ 目的達成後の解散が予定されているプロジェクトへの参加等、離職することを前提とした就業でないこと。</p>	<p>ア 就業先の企業等において内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、当該事業によりマッチングした人材として就業をし、かつ、青森県内に存する事業所等において勤務をしていること。</p>
(3) テレワークに関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。		
	<p>ア 所属する企業からの命令等によるものではなく自己の意思により移住し、及び弘前市を生活の本拠とし、移住元において行っていた業務を引き続き行うこと。</p> <p>イ 地方創生テレワーク交付金制度要綱（令和3年2月9日付け府地創第34号）による地方創生テレワーク交付金若しくはデジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号）によるデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はこれらの前歴事業による交付金等を活用した取組において所属先の企業等から資金提供を受けていないこと。</p>	<p>ウ 弘前市内において週20時間以上テレワークにより勤務し、かつ、移住前に所属して</p>

		いた企業等に移住後も引き続き所属している場合は、当該企業等の事業所等への通勤を恒常的に行っていないこと。
(4) 関係人口に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。		
ア 移住日時点において40歳未満であること。		
イ 過去に弘前市に1年以上在住していたことがあること。		
ウ ひろさき移住サポートセンターの相談者であることを当該センターが作成する相談記録から特定できること。		
エ 次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のいずれかに該当すること。 (ア) 就業に関する要件 次のa及びbのいずれにも該当すること。 a 就業先及び勤務先が、次の(a)から(c)までのいずれにも該当していないこと。 (a) 官公庁等(地方公共団体が出資を行っている法人のうち出資金の額が10億円以上であるもの及び当該地方公共団体から補助金の交付を受けていないものを含む。以下同じ。) (b) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)に定める風俗営業者(以下「風俗営業者」という。) (c) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有している事業所等 b 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。 (イ) 就農に関する要件 ((ア)に該当する場合を除く。) 次のaからdまでのいずれかに該当すること。 a 認定農業者であること。 b 認定新規就農者であること。 c 準備資金を活用して就農に向けた研修を受講していること。 d 里親実践研修を受講していること。	エ 次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のいずれかに該当すること。 (ア) 就業に関する要件 次のaからcまでのいずれにも該当すること。 a 就業先及び勤務先が次の(a)から(c)までのいずれにも該当していないこと。 (a) 官公庁等 (b) 風俗営業者又は風営法に定める性風俗関連特殊営業若しくは接客業務受託営業を営む者(以下これらを「風俗営業者等」と総称する。) (c) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有している事業所等 b 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。 c まちづくり活動、自治会行事等の地域活動に継続して参加すること。(農林水産業に就業をした場合を除く。) (イ) 農林水産業への従事に関する要件 ((ア)に該当する場合を除く。) 次のaからeまでのいずれかに該当すること。 a 認定農業者であること。 b 認定新規就農者であること。 c 準備資金を活用して就農に向けた研修を受講していること。 d 里親実践研修を受講していること。 e 週20時間以上、林業又は水産業に從	

		<p>事していること。</p> <p>(ウ) 起業に関する要件 次の a から c までのいずれにも該当すること。</p> <p>a 弘前市で新たに開業し、又は新たに弘前市へ事業所を移転し営業を開始したこと。</p> <p>b 風俗営業者等に該当しないこと。</p> <p>c 起業に係る事業が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と取引等を行わないものであること。</p> <p>(エ) 事業承継に関する要件 次の a から c までのいずれにも該当すること。</p> <p>a 申請日までに事業承継が完了していること。</p> <p>b 事業承継に係る事業が風俗営業又は風営法に定める性風俗関連特殊営業若しくは接客業務受託営業（以下これらを「風俗営業等」と総称する。）に該当しないこと。</p> <p>c 事業承継に係る事業が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と取引等を行わないものであること。</p>
		<p>(オ) 家業従事 ((ア)に該当する場合を除く。) に関する要件 次の a から d までのいずれにも該当すること。</p> <p>a 週 20 時間以上、家業に従事していること。</p> <p>b 従事する家業について、事業承継を受ける意思があること。</p> <p>c 従事する家業が風俗営業等に該当しないこと。</p> <p>d 家業を営む者が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していないこと。</p>
(5) 起業に関する要件		<p>公益財団法人 21あおもり産業総合支援センターが実施するあおもり移住起業支援事業費補助金又はあおもり起業支援事業費補助金を活用して弘前市で起業等（新たに弘前市へ事業所を移転し営業を開始する場合を除く。）をした者であって、当該補助金の交付決定を受けた日から起算して 1 年以内に第 5 条第 1 項の規定による移住支援金の交付の申請を行うものであること。</p>

